

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第 22 回）議事要旨

1. 日 時 平成 20 年 3 月 5 日（水） 17 時 00 分から 20 時 00 分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほか調査員 7 名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る申立事案の審議
（2） 口頭意見陳述の申立について
5. 会議経過
（1） 継続案件 5 件（国民年金 3 件、厚生年金 2 件）、新規案件 2 件（厚生年金）について審議された。
（2） 継続案件の 2 件（国民年金 1 件、厚生年金 1 件）は、訂正不要案を審議し決定した。
他の継続案件 3 件のうち 2 件（国民年金 1 件、厚生年金 1 件）は、収集した周辺事情及び関連資料からみて、記録の訂正は難しいと判断し、申立人に対する口頭意見陳述の意向確認及び訂正不要案の審議を行なうこととされた。
残りの 1 件（国民年金）は、補足調査が必要であると判断し、継続審議とされた。
（3） 新規案件のうち 1 件は、収集した周辺事情及び関連資料からみて、記録の訂正が必要であると判断し、次回、あっせん案の審議を行なうこととされた。他の 1 件は、記録の訂正は難しいと判断し、申立人に対して意見陳述の意向を確認することとされた。
（4） 口頭意見陳述の申立のあった 1 件について、これを承認した。
（5） 次回の委員会は、3 月 12 日（水）に開催することとされた。

文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年3月12日（水） 18時00分から20時00分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほか調査員7名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件5件（国民年金4件、厚生年金1件）、新規案件2件（厚生年金）について審議が行われた。
（2） 継続案件のうち3件（国民年金）は、訂正不要案を審議し決定した。
他の1件（国民年金）は、収集した周辺事情及び関連資料等からみて、記録の訂正が必要と判断し、次回、あっせん案の審議を行なうこととされた。
残り1件（厚生年金）は、記録の訂正は難しいと判断し、次回、訂正不要案の審議を行なうこととされた。
（3） 新規案件のうち1件は、収集した周辺事情及び関連資料等からみて、記録の訂正は難しいと判断し、次回、訂正不要案の審議を行なうこととされた。
他の1件は、補足調査が必要と判断し、継続審議とされた。
（4） 次回の委員会は、3月19日（水）に開催することとされた。

文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第 24 回）議事要旨

1. 日 時 平成 20 年 3 月 19 日（水） 15 時 00 分から 18 時 30 分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほか調査員 7 名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件 4 件（国民年金 1、厚生年金 3）、新規案件 2 件（厚生年金）について審議が行われた。
（2） 継続案件のうち 2 件（厚生年金）は、訂正不要案を審議し決定した。
他の 1 件（厚生年金）は、収集した周辺事情及び関連資料等からみて、記録の訂正が妥当と判断し、あっせん案の審議を行なうこととされた。
残りの 1 件（国民年金）は、記録の訂正は難しいと判断し、訂正不要案の審議を行なうこととされた。
（3） 新規案件のうち 1 件は、収集した周辺事情及び関連資料等からみて、記録の訂正は難しいと判断し、訂正不要案の審議を行なうこととされた。
他の 1 件は、補足調査が必要と判断し、継続審議とされた。
（4） 次回の委員会は、3 月 26 日（水）に開催することとされた。

文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第 25 回）議事要旨

1. 日 時 平成 20 年 3 月 26 日（水） 18 時 00 分から 20 時 00 分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、小関委員、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務室）片山次長 ほか調査員 7 名
4. 議 題
 - （1） 年金記録に係る申立事案の審議
 - （2） その他
5. 会議経過
 - （1） 継続案件 5 件（国民年金）、新規案件 4 件（国民年金 3 件、厚生年金 1 件）について審議が行われた。
 - （2） 継続案件のうち 1 件は、あっせん案を審議し決定した。3 件は、訂正不要案を審議し決定した。他の 1 件は、補足調査が必要と判断し継続審議とされた。
 - （3） 新規案件のうち 1 件（国民年金）は、収集した周辺事情及び関連資料等からみて、申立期間の一部について記録の訂正が妥当と判断し、あっせん案の審議を行うこととされた。2 件（国民年金）は、記録の訂正は難しいと判断し、訂正不要案の審議を行なうこととされた。
他の 1 件（厚生年金）は、補足調査が必要と判断し継続審議とされた。
 - （4） 次回の委員会は、4 月 9 日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕